

第 462 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 3 年 7 月 5 日（月） 5 階共用第 1 会議室

市岡室長	<p>定刻になりました。本日は御多忙のところ御出席を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、労働者側代表の小川委員が欠席しておりますが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としており、3 名の方が傍聴されています。</p> <p>それでは、ここからは会長に進行をお願いいたします。</p>
浅井会長	<p>これより第 462 回岐阜地方最低賃金審議会を開催します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題 1 「岐阜県最低賃金の改正決定（諮問）について」</p> <p>です。</p> <p>岐阜労働局長から諮問を受けます。</p>
畑局長	<p>（諮問文を朗読し、会長に手渡す）</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
浅井会長	<p>（諮問文を受け取る）</p> <p>はい、承知しました。</p>
事務局	<p>（諮問文の写を全員に配布）</p>
浅井会長	<p>ただ今、お受けしました諮問について、説明をしてください。</p>
畑局長	<p>ただ今、岐阜県最低賃金の改正につきまして、当審議会に諮問いたしましたので、その趣旨について御説明いたします。</p>

	<p>まずは、日頃から岐阜地方最低賃金審議会の運営並びに労働行政の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>最低賃金につきましては、平成 25 年度以降の 7 年間で、全国加重平均で 152 円の引上げが行われましたが、昨年度は、新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響等を踏まえ、全国加重平均 1 円の引上げとなりました。</p> <p>中央においては、6 月 18 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2021」、いわゆる「骨太の方針」及び「成長戦略フォローアップ」にて、賃上げしやすい環境整備に取り組むため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1000 円とすることを目指し、本年の引上げに取り組むとされました。</p> <p>感染症の収束が見通せず、経済情勢も不透明な状況ではございますが、当審議会におきましても、こうした状況に御配慮いただいた御審議をお願い申し上げます。</p>
<p>浅井会長</p>	<p>ただ今、説明がありましたように、畑局長から岐阜県最低賃金の改正決定について調査審議を求められました。</p> <p>最低賃金法第 25 条第 2 項の規定により専門部会を設置し、慎重に審議を進めてまいりたいと思います。</p> <p>それでは、配布資料について、事務局から説明してください。</p>
<p>加賀専門監</p>	<p>資料 1 ページは、中央最低賃金審議会の諮問文の写しです。</p> <p>資料 3 ページから 17 ページは、6 月 18 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2021」、いわゆる「骨太の方針」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」の関係部分を抜粋したものです。そのう</p>

	<p>ち、資料 6 ページと 11 ページのアンダーライン部分が最低賃金に関する記述となっています。</p> <p>生計費に関する資料として資料 19 ページ、消費者物価指数の全国と岐阜市の状況です。</p> <p>次に、賃金に関する資料として、春闘の妥結状況です。資料 21 ページは、連合岐阜による集計です。</p> <p>資料 23 ページから 31 ページまでは、岐阜県経営者協会による 6 月 29 日現在の集計です。</p> <p>続きまして、資料 33 ページから 40 ページまでは、岐阜県の毎月勤労統計調査結果です。</p> <p>次に、経済情勢等に関する資料として、資料 41 ページから 48 ページまでが、当局職業安定部がとりまとめた雇用失業情勢で、令和 3 年 5 月の有効求人倍率（季節調整値）は 1.36 倍となっています。</p> <p>資料 49 ページから 54 ページが、財務省東海財務局岐阜財務事務所による岐阜県内経済情勢です。</p> <p>最後に、資料 55 ページは今年 7 月から 11 月の審議日程です。</p> <p>以上です。</p>
浅井会長	ただ今の説明について、御質問等はございますか。
各委員	(発言なし。)
浅井会長	<p>それでは、次の議題に移ります。</p> <p>議題 2 「その他」ですが、事務局から何かありますか。</p>
加賀専門監	<p>はい、2 つあります。</p> <p>まず、公示に関する連絡事項です。</p> <p>本日、岐阜県最低賃金の改正決定の諮問を受け、専門部会を設置することとなりました。</p> <p>資料 55 ページを御覧下さい。</p>

	<p>最低賃金法第 25 条第 3 項、最低賃金審議会令第 6 条第 4 項の規定に基づく、最低賃金専門部会委員の推薦に関する公示を本日举行することとし、推薦期日を 7 月 26 日（月）とします。</p> <p>併せて、最低賃金法第 25 条第 5 項、最低賃金法施行規則第 11 条の規定に基づく、関係労使からの意見聴取に関する公示も本日举行することとし、意見書の提出期日も同じく 7 月 26 日（月）とします。</p>
浅井会長	ただ今の説明について、御質問等はございますか。
各委員	（発言なし。）
浅井会長	よろしいですか。 それでは、事務局からその他ありますか。
市岡室長	<p>2 つ目は、県最賃の改正諮問後における「関係労使からの意見陳述」についてです。</p> <p>これにつきましては、県労連から「審議会において希望する労働者が直接意見陳述することを求める。」との要請が毎年出されておりますが、昨年 7 月 6 日の第 455 回岐阜地方最低賃金審議会において「意見の趣旨は書面で十分表明されると考えられるとした平成 26 年度の審議会決定を尊重し、それを踏襲する。」と決議されました。</p> <p>また、今年 3 月 22 日の第 460 回審議会におきましても、運営小委員会から「昨年 7 月 6 日の第 455 回岐阜地方最低賃金審議会の決議を尊重する。」と報告され、令和 3 年度の審議会において審議するとされました。</p> <p>つきましては、この「関係労使からの意見陳述」について御審議をお願いします。</p> <p>なお、先週 6 月 30 日にも要請があり、「審議会に伝える。」と説明をいたしました。</p>
浅井会長	それでは、「関係労使からの意見陳述」について、御意見を伺います。

	まず労働者側委員、いかがでしょうか。
隣垣委員	意見陳述につきましては、平成 26 年の審議会の結果を尊重して踏襲すべきと思います。
浅井会長	ありがとうございました。 使用者側委員、いかがでしょうか。
安藤委員	ただ今の意見と同じです。
浅井会長	ありがとうございました。 それでは、昨年 7 月の審議会における決議のとおり、「意見書による関係労使の意見陳述で十分表明される。」ということによろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
浅井会長	異議なしということですので、「関係労使の意見陳述」は行わないことといたします。
浅井会長	それでは、委員の皆様からは何かありますか。 ないようでしたら、本日の審議会はこれにて閉会とします。 次回は、7 月 29 日の（木）午前 10 時から開催します。 本日はありがとうございました。